

令和2年度茨城県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業
(障害福祉サービス分) 補助金交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県(以下「県」という。)は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害福祉サービス分)補助金について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)実施要綱」(令和2年6月25日付け障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国の実施要綱」という。),「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護・福祉分)交付要綱」(令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知。)に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要がある。

そのため、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ障害福祉サービス等を再開し、継続的に提供するための支援を行う。

また、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援を行う。

(定義)

第3条 この要項において、「障害福祉サービス施設・事業所等」とは、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者施設等、訪問系サービス事業所及び相談系サービス事業所をいう。

2 「通所系サービス事業所」とは、生活介護、療養介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。

3 「障害者支援施設等」とは、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設をいう。

4 「訪問系サービス事業所」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援をいう。

5 「相談系サービス事業所」とは、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援及び地域定着支援をいう。

6 「在宅サービス事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所をいう。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の（１）及び（２）に定める事業とする。

（１）障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策徹底支援事業

障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成する。

（２）障害福祉サービス再開に向けた支援事業

障害児者やその家族等の健康や生活を支える上で不可欠な在宅障害福祉サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について、次のア及びイの支援を行う。

ア 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

イ 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額の算定方法及び補助対象経費は、別記1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 概算額での申請をしようとする者は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに茨城県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 精算額での申請を行う者は、交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条第1項による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに補助金額を確定し、その決定の内容を補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第8条 この補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記2の補助条件を付するものとする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金の交付は、第7条で決定した額を概算で交付、又は、補助事業

完了後に、精算払により交付する。

(実績報告)

第10条 第7条第1項による補助金交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

2 前条により概算払いを受けた補助事業者は、前項の実績報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付し、精算しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

第12条 次に掲げる団体等は、この要項に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に条例第2条第2号及び第3号に該当する者があるもの。

(その他)

第13条 この要項の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年10月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別記 1

補助金の交付額の算定方法及び補助対象経費等

1 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

(1) 対象サービス

障害福祉サービス施設・事業所等

(2) 対象事業所

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等の提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス施設・事業所等。

なお、利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

(3) 対象経費

次の各号のかかり増し経費について補助する。ただし、各号に該当しない経費であっても、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために資するものであり、通常の障害福祉サービス等の提供時では想定されないもので国実施要綱の目的に反しないと判断できるものであれば幅広く対象とする。

ア 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用

イ 外部専門家等による研修の実施に要する費用

ウ (研修受講等に要する) 旅費、宿泊費等

エ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用

オ 感染防止を徹底するための面会室の改修費

カ 建物内外の消毒費用・清掃費用

キ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費

ク 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料

ケ 自動車の購入又はリース費用

コ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用

サ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料

シ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

ス 居宅介護職員による同行指導への謝金

セ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

(4) 交付額の算定方法

補助金の交付額の算定方法に当たっては、別表に定める対象施設・事業所ごとに、補助対象経費の実支出額から寄附金及びその他の収入額を控除した額と基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 障害福祉サービス再開に向けた支援事業

(1) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

ア 対象サービス

計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに在宅サービス事業所

イ 対象事業所

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者へ利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに在宅サービス事業所

ウ 対象経費

(ア) 計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。

(イ) 在宅サービス事業所

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む。）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う。

(ウ) 留意事項

a 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者をいう。

b 「確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することをいう。

c 「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を講じたことをいう。

d 「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡したことをいう。

e 実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

エ 交付額の算定方法

補助金の交付額の算定方法に当たっては、別表に定める対象施設・事業所ごとに、基準額に再開支援を行った利用者数を乗じて得た額とする。

(2) 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

ア 対象サービス

在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所

イ 対象事業所

令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所

ウ 対象経費

「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために

必要な環境整備に係る次の各号の経費について補助する。ただし、各号に該当しない経費であっても、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために資するものであり、通常の障害福祉サービス等の提供時では想定されないもので国実施要綱の目的に反しないと判断できるものであれば幅広く対象とする。

- (ア) 長机，飛沫防止パネルの購入費
- (イ) 換気設備の購入及び設置に要する経費
- (ウ) 電動自転車等の購入又はリース費用
- (エ) タブレット等のICT機器の購入又はリース費用
- (オ) 感染防止のための内装改修費

エ 交付額の算定方法

補助金の交付額の算定方法に当たっては、別表に定める対象施設・事業所ごとに、補助対象経費の実支出額から寄附金及びその他の収入額を控除した額と基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）事業の内容を変更しようとするとき。

（３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

（１）知事は、補助対象事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

（２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

（１）知事は、第11条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。

（２）第10条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

（１）知事は、補助対象事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、第12条に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

(1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。

(2) 第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

9 財産処分の制限

(1) 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。

(2) 補助対象事業者が知事の承認を受けて(1)の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 補助対象事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

10 関係書類及び帳簿の整理保管

補助対象事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

11 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を

含む。)は、消費税仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

12 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。

別表（基準額）

サービス種別（※1, 2）		事業区分	（1）障害福祉サービス施設・事業所における感染対策徹底支援事業		（2）障害福祉サービス再開に向けた支援事業		
			感染発生時対応・衛生用品保管等に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く。	感染発生時対応・衛生用品保管等に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る。	ア 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	イ 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業	
通所系	1 療養介護		2,374千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	2 生活介護		757千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	3 自立訓練（機能訓練）		346千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	4 自立訓練（生活訓練）	自立訓練（生活訓練）		273千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所
		宿泊型自立訓練		273千円／事業所	3,000千円／事業所	2千円／利用者	200千円／事業所
	5 就労移行支援		265千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	6 就労継続支援（A型）		335千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	7 就労継続支援（B型）		353千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	8 就労定着支援		52千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	9 自立生活援助		27千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	10 児童発達支援		380千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	11 医療型児童発達支援		240千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
12 放課後等デイサービス		360千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所		
短期入所	13 短期入所		204千円／事業所	3,000千円／事業所	2千円／利用者	200千円／事業所	
入所・住居系	14 施設入所支援		1,215千円／施設	3,000千円／施設	—	—	
	15 共同生活援助（介護サービス包括型）		402千円／事業所	3,000千円／事業所	—	—	
	16 共同生活援助（日中サービス支援型）		358千円／事業所	3,000千円／事業所	—	—	
	17 共同生活援助（外部サービス利用型）		180千円／事業所	3,000千円／事業所	—	—	
	18 障害児入所支援		1,182千円／施設	3,000千円／施設	—	—	
	19 医療型障害児入所支援		635千円／施設	3,000千円／施設	—	—	
訪問系	20 居宅介護		115千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	21 重度訪問介護		188千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	22 同行援護		65千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	23 行動援護		115千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	24 居宅訪問型児童発達支援		46千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	25 保育所等訪問支援		38千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
相談系	26 計画相談支援		60千円／事業所	—	1.5千円／利用者	200千円／事業所	
	27 地域移行支援		44千円／事業所	—	2千円／利用者	200千円／事業所	
	28 地域定着支援		46千円／事業所	—	—	—	
	29 障害児相談支援		44千円／事業所	—	2.5千円／利用者	200千円／事業所	

※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。

※2 多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準額を用いること。